

会計監査のいろは（5）監査の Timeline

KPMG 小宮祐二

皆様、こんにちは。ついに 2024 年 11 月 11 日にマルコス大統領の署名により、CREATE MORE 法が成立しましたね。今後、90 日以内の詳細規則の公表が待たれるところですが、進出企業にとって投資環境の改善のステップとなることを期待したいと思います。

第 1 回で説明したように、フィリピンでは規模の小さな事業体にも法定監査が義務付けられており、日系企業のほぼすべての法人が法定監査を受けていると考えられます。法定監査を受けた財務諸表は監査済財務諸表（Audited Financial Statements: AFS）として BIR 及び SEC に提出する必要があります。BIR や SEC への提出期日に間に合わないと Penalty の対象になります。また、日本の親会社への業績報告等で別途、期日が設定されているケースもあるかと思います。したがって、監査の Timeline を意識して期日以内に監査が終了するよう管理することは非常に重要となります。

1. 監査スケジュールの例

以下では 3 月決算会社の監査スケジュールの一例を取り上げます。

3 月決算会社では AFS の提出期限は原則として

BIR：事業年度終了日から 4 ヶ月目の 15 日まで（7 月 15 日）

SEC：事業年度終了日から 120 日以内

となっています。

【3 月決算会社の監査スケジュールの一例】

段階	時期	項目	実施内容
計画及び リスク評価 Planning and Risk Assessment	1 月～2 月	Kick-off meeting	監査計画の会社への説明及び 会社の概況についての Discussion
	1 月～2 月	Process understanding	会社の内部統制等の評価手続
期中監査 Interim Audit	2 月～3 月	Substantive testing	期中における実証手続。12 月末の財務 数値等を検証
	3 月	Discussion of audit issues and findings	期中監査にかかる発見事項の共有
期末監査 Year End Audit	3 月末	Inventory count	会社の実務スケジュールを勘案して在庫 の棚卸の立会を実施
	4 月～5 月	Substantive testing	期末における実証手続。3 月末の財務数 値等を検証
	4 月～5 月	Discussion of audit issues and findings	期末監査にかかる発見事項の共有
	4 月～5 月	Finalization of balances	財務数値の確定
結論付 Completion	5 月～6 月	FS Draft by the Company	会社による財務諸表の Draft
	5 月～6 月	Review of FS Draft	監査人による財務諸表 Draft の検証作業
	6 月～7 月	Board of resolution	取締役会における財務諸表発行の決議
	6 月～7 月	Issuance of AFS	監査済財務諸表の発行

*上記はあくまでもスケジュールの一例です。Accounting firm や会社の状況によって時期や順番は変わってきます。

2. 各段階の実施事項

A 計画及びリスク評価

監査計画の説明や監査を効率的に進めるために監査人が知っておいたほうが良いこと（組織再編や新たな事業の展開など）の Discussion が実施されます。監査計画の説明では監査のスケジュールに加えて、監査を進めるうえでのトピックも検討されるため、この中身を把握することは非常に重要です。またリスク評価手続の一環として、会社が構築しているプロセス（どのように売上や原価を計上しているか等）や内部統制（漏れや誤りを防止・発見する活動がどこにあるか等）の確認が行われます。

B 期中監査

期末手続の削減や効率化を目的として期中監査を実施して、期中段階の財務数値を検討したり会計論点を洗い出す場合があります。なお、全体を見た場合には期中における監査対応や資料提出も必要となり全体として対応時間が増える可能性があるため、期末監査スケジュールがタイトな企業において実施されるのが一般的です。

C 期末監査

期末監査の手続は会計数値の基となる証憑を確認する実証手続（Substantive testing）を実施します。また在庫の数量等を直接確認する棚卸立会（Inventory count）や得意先や金融機関への確認状（confirmation letter）を実施することが一般的です。これらの手続は日本と異なることはありません。期末監査によって要修正事項や発見事項があれば Closing meeting 等を通じて共有され、会社として修正する必要があるか検討します。

D 結論付

会計数値が確定した前後から財務諸表の Draft が始まります。財務諸表は BS や PL などの会計数値だけではなく、会社の会計方針や会計数値の補足情報を記載する注記の情報量が多いことから、この検証作業に時間を要します。財務諸表の内容の検証が終わると取締役会における財務諸表発行の決議を経て、監査人の監査意見を付した財務諸表が発行されます。

3. スケジュール管理において留意すべきポイント

監査スケジュールは監査の初期段階で実施される Kick off meeting で説明されているケースが多いと思います。日本本社への報告期日等を踏まえて、会社としてその監査スケジュールに合意できるものかをまず確認する必要があります。また監査の進捗によってスケジュールに遅れが生じる可能性がありますので、余裕をもった日程編成が望まれます。

また実際に監査が進んでいる局面でも検討事項の発生や資料提出の遅延、双方の認識の相違（監査人と企業が双方ともに相手のレスポンスを待っていた）などによって進捗が止まっていたケースもありますので、現地社員に監査対応を一任している場合であっても、随時進捗を確認、モニタリングすることが求められます。

本稿では第5回目として監査のスケジュールについて説明しました。次回は「監査の Kick off meeting」について解説する予定です。よろしくお願いいたします。

KPMG R. G. Manabat & Co. は、世界 154 カ国、20 万人以上の世界最大級の国際会計事務所である KPMG International の Member Firm です。日本の KPMG あずさ監査法人とも連携をし、約 1,300 名のプロフェッショナルが監査、税務、アドバイザリー業務を皆様に提供しております。ご質問等ございましたら以下の担当者までお気軽にお問い合わせください。

小宮 祐二 M:0917-852-7526 E-mail:ykomiya1@kpmg.com

尚、当資料、情報に基づいて被ったいかなる損害につきましても、一切の責任を負いかねます。

Yuji Komiya is a Director from Japan Desk of KPMG R.G. Manabat & Co. (KPMG RGM&Co.), the Philippine member firm of KPMG International. This article is for general information purposes only and should not be considered as professional advice to a specific issue or entity. The views and opinions expressed herein are those of the author and do not necessarily represent the views and opinions of KPMG International or KPMG RGM&Co. For comments or inquiries, please email ph-inquiry@kpmg.com or ph-kpmgmila@kpmg.com